

埼玉県議会令和元年6月定例会付議予定議案件名総括表

(議案)	R1	H30
1 条 例	6 件	(3 件)
2 専決処分の承認	1 件	(1 件)
3 工事契約の締結	1 件	(0 件)
4 事件議決	3 件	(2 件)
計	11 件	(6 件)
<hr/>		
(報告)		
1 予算繰越報告	7 件	(8 件)
2 専決処分報告	3 件	(2 件)
3 公社等の経営状況報告	19 件	(20 件)
計	29 件	(30 件)
合計	40 件	(36 件)

() は平成30年6月定例会

資料 1

埼玉県議会令和元年 6 月定例会付議予定議案件名

- 1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

- 2 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 3 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

- 4 埼玉県税条例の一部を改正する条例

- 5 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 6 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

- 7 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）
地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例を改正する必要が生じ、平成31年3月29日埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めるもの。

- 8 工事請負契約の締結について（19県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事）
19県南部地域特別支援学校（仮称）新築工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの。

- 9 審査請求に関する諮問について
退職手当支給制限処分に関する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき諮問するもの。

- 10 埼玉県道路公社の狭山環状有料道路等の料金の変更の同意について
埼玉県道路公社の狭山環状有料道路等の料金の変更の同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき議決を求めるもの。

- 11 山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の変更の同意について
山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の変更の同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき議決を求めるもの。

(2) 埼玉県水道用水供給事業会計継続費繰越計算書

(3) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書

7 埼玉県公営企業会計予算繰越報告

(1) 埼玉県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

(2) 埼玉県地域整備事業会計継続費繰越計算書

(3) 埼玉県地域整備事業会計予算繰越計算書

(4) 埼玉県流域下水道事業会計予算繰越計算書

8 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

(1) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき報告するもの。

(2) 大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例
工業標準化法の一部改正に伴い規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき報告するもの。

(3) 損害賠償の額を定めることについて

自動車事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき報告するもの。

9 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告

(1) 埼玉県住宅供給公社

(2) 埼玉県道路公社

(3) 埼玉県土地開発公社

(4) 埼玉県消防協会

(5) 埼玉県公園緑地協会

(6) 埼玉県産業振興公社

(7) 埼玉県下水道公社

(8) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

(9) 埼玉県生活衛生営業指導センター

(10) 埼玉県農林公社

(11) さいたま緑のトラスト協会

(12) 埼玉県産業文化センター

(13) 埼玉県国際交流協会

(14) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

(15) 埼玉伝統工芸協会

(16) 埼玉県河川公社

(17) 埼玉県芸術文化振興財団

(18) 株式会社さいたまアリーナ

(19) 株式会社さいたまリバーフロンティア

資料2

条 例 案 の 概 要

条 例 名	要 旨																		
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 消費税法等の一部改正に伴い、電気工事士免状交付手数料等の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 消費税法等の一部改正に伴う手数料の改定 (例) 電気工事士免状交付手数料 (第二種電気工事士免状)</p> <table border="1" data-bbox="700 797 1235 898"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5, 200円</td> <td>5, 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和元年10月1日</p>	現 行	改正後	5, 200円	5, 300円														
現 行	改正後																		
5, 200円	5, 300円																		
<p>2 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 選挙長等の報酬の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 選挙長等の報酬の額の改定</p> <p style="text-align: right;">(1日につき)</p> <table border="1" data-bbox="662 1391 1406 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙分会長</td> <td>10, 600円</td> <td>10, 800円</td> </tr> <tr> <td>審査分会長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>8, 800円</td> <td>8, 900円</td> </tr> <tr> <td>審査分会立会人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和元年7月28日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用</p>		現 行	改正後	選挙長			選挙分会長	10, 600円	10, 800円	審査分会長			選挙立会人	8, 800円	8, 900円	審査分会立会人		
	現 行	改正後																	
選挙長																			
選挙分会長	10, 600円	10, 800円																	
審査分会長																			
選挙立会人	8, 800円	8, 900円																	
審査分会立会人																			

条 例 名	要 旨												
<p>3 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="699 519 1327 618"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本工業規格</td> <td>日本産業規格</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	日本工業規格	日本産業規格								
現 行	改正後												
日本工業規格	日本産業規格												
<p>4 埼玉県税条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率を引き下げる等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 個人県民税 個人県民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加</p> <p>(2) 法人事業税 法人事業税の一部が国税化されることに伴い、法人事業税の税率を引下げ (例) 資本金1億円以下の普通法人の所得割</p> <table border="1" data-bbox="644 1429 1423 1626"> <thead> <tr> <th>所 得</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>5.0%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>7.3%</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>9.6%</td> <td>7.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 自動車税</p> <p>ア 環境性能割</p> <p>(ア) 自家用の乗用車に係る税率の適用区分の見直し (イ) 先進安全技術を搭載した新車に対する特例措置等を規定</p> <p>イ 種別割</p> <p>(ア) 税率の引下げ (イ) グリーン化特例の見直し及び延長</p>	所 得	現 行	改正後	年400万円以下	5.0%	3.5%	年400万円超800万円以下	7.3%	5.3%	年800万円超	9.6%	7.0%
所 得	現 行	改正後											
年400万円以下	5.0%	3.5%											
年400万円超800万円以下	7.3%	5.3%											
年800万円超	9.6%	7.0%											

条 例 名	要 旨																						
	<p>(4) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和元年10月1日。ただし、2(1)は令和3年1月1日、2(3)イ(イ)の一部は令和3年4月1日、2(4)の一部は令和2年1月1日等</p>																						
<p>5 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 補償基礎額の改定</p> <p>ア 学校医及び学校歯科医</p> <table border="1" data-bbox="644 1099 1425 1249"> <thead> <tr> <th>経験年数 (例)</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>6, 160円</td> <td>6, 198円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>7, 923円</td> <td>7, 955円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学校薬剤師</p> <table border="1" data-bbox="644 1312 1425 1462"> <thead> <tr> <th>経験年数 (例)</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>5, 195円</td> <td>5, 225円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>6, 175円</td> <td>6, 203円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護補償の額の改定 (例) 常時介護を要する場合で、介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償の上限額 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="644 1637 1425 1738"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105, 290円</td> <td>165, 150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	経験年数 (例)	現 行	改正後	5年未満	6, 160円	6, 198円	5年以上10年未満	7, 923円	7, 955円	経験年数 (例)	現 行	改正後	5年未満	5, 195円	5, 225円	5年以上10年未満	6, 175円	6, 203円	現 行	改正後	105, 290円	165, 150円
経験年数 (例)	現 行	改正後																					
5年未満	6, 160円	6, 198円																					
5年以上10年未満	7, 923円	7, 955円																					
経験年数 (例)	現 行	改正後																					
5年未満	5, 195円	5, 225円																					
5年以上10年未満	6, 175円	6, 203円																					
現 行	改正後																						
105, 290円	165, 150円																						

条 例 名	要 旨				
<p>6 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 消費税法等の一部改正に伴い、機械警備業務管理者講習手数料等の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容 消費税法等の一部改正に伴う手数料の改定 (例) 機械警備業務管理者講習手数料</p> <table border="1" data-bbox="719 629 1350 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="719 629 1034 678">現 行</th> <th data-bbox="1034 629 1350 678">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="719 678 1034 725">38,000円</td> <td data-bbox="1034 678 1350 725">39,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和元年10月1日</p>	現 行	改正後	38,000円	39,000円
現 行	改正後				
38,000円	39,000円				

令和元年6月定例会工事請負契約一覧表

(単位 千円)

番号	工 事 名	金 額	相 手 方	契約方法	備 考
8	工事請負契約の締結について (19県南部地域特別支援学校(仮称)新築工事)	2,068,000	(株)島村工業(埼玉県比企郡川島町)	総合評価方式 一般競争入札	予定価格2,396,900 (落札率86.3%)